

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の事業者
防災訓練計画の概要説明について

2. 日時：平成29年12月13日（水） 15時00分～16時00分

3. 場所：茨城県原子力オフサイトセンター 原子力防災専門官室

4. 出席者

原子力規制庁東海・大洗原子力規制事務所

小嶋原子力防災専門官、宮下上席放射線防災専門官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 危機管理課 マネージャー、他1名

5. 要旨

原子力科学研究所が原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき実施する、事業者防災訓練の計画概要について説明を受けた。

主な内容は、以下のとおり。

（1）訓練実施日

平成30年1月26日（金）

（2）訓練想定

運転中の原子炉施設において原災法第10条及び第15条に該当する事象が発生するほか、負傷者が発生することを想定

（3）訓練の重点項目

ア 現地対策本部

- ・ 現地対策本部と機構対策本部間で正確な情報共有ができること。
- ・ 関係機関へ事象に応じて適宜、迅速な情報発信ができること。

イ 事故現場指揮所

- ・ 発生した事象に対して迅速に状況を把握し、確実に対応すること。
- ・ 緊急時活動レベル（EAL）に基づき、適切に情報発信を行うこと。

ウ プレス対応

- ・ プレス対応が適切に行えること。

東海・大洗原子力規制事務所からは、適切な訓練評価のための評価指標の明確化の重要性及び昨年度の訓練からの改善点として、現地対策本部における事態の状況判断についても重点項目とすることの必要性について助言したほか、訓練シナリオの事前提示の範囲及び程度については、訓練の目的に応じて判断する必要があることを助言した。

事業者からは、新たに設定したEALに基づき的確に事態を判断することを重視しているほか、シナリオの事前提示の要領等を検討する旨の回答があった。

6. その他

配付資料なし